

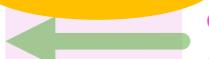


甲府市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）【概要版】

1. 背景・改定の経緯

- 感染症危機を取り巻く状況の変化
- 新型コロナウイルス対応の経験 等

実効性の確保

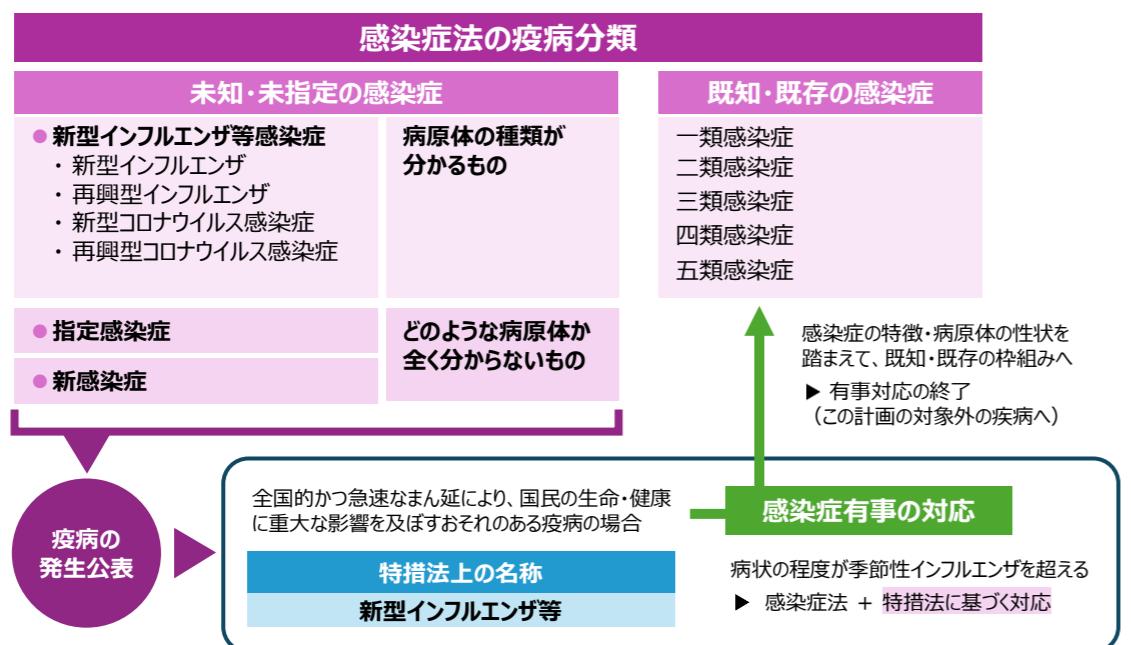


- 職員向けアンケート調査の実施
- 各課振り返りの実施

市行動計画の改定

2. 計画の位置付け

- 市行動計画は、特措法第8条第1項の規定により、県行動計画に基づき、市長が感染症有事への備え及び事態対処の方策を定めるものである。
- 市予防計画や市対処計画との整合を図りながら、国の動向や県行動計画の改定等を踏まえ、市行動計画を改定する。

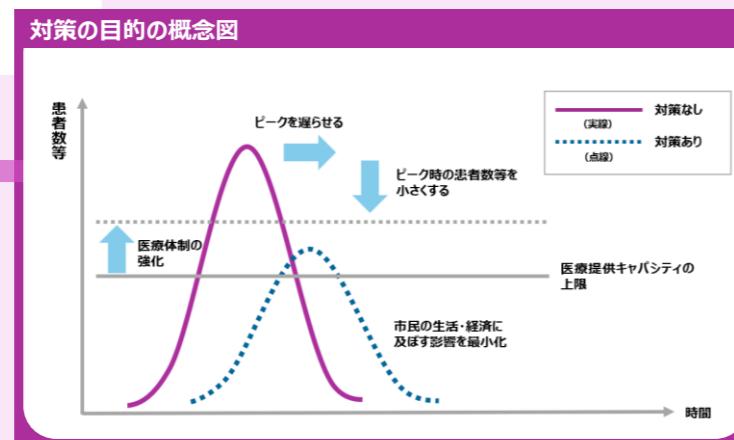


3. 感染症危機への対処における目指すべき姿と目標

- 感染症危機に対応できる平時からの体制づくり
- 市民生活及び社会経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

4. 対策の目的

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護
- 市民の生活・経済に及ぼす影響を最小化



5. 対応時期の設定

区分	定義
準備期	発生前の段階
初動期	国内で発生した場合を含め、世界で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生した段階
対応期	国内の発生当初の封じ込めを念頭にした対応から、国内で感染が拡大し病原体の性状等に応じた対応、ワクチンや治療薬等による対応まで、状況に応じた対応を行い、最終的には特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの段階

6. 対策項目

- 対策の切替えのタイミングを示すとともに、取り組みやすいようにするために、11の対策項目を立てている。
- ① 実施体制
② 情報収集・分析
③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
⑤ 水際対策、まん延防止
- ⑥ ワクチン、治療薬・治療法
⑦ 医療
⑧ 検査
⑨ 保健
- ⑩ 物資
⑪ 市民生活・経済の安定の確保

7. 横断的視点

人材の養成

感染症対策に関して専門的な知識を有し、情報収集や対応策の検討を担い、さらには感染症の調査や対策の現場においても活躍できる人材を養成。

行政機関間の連携

住民に最も近い行政単位として予防接種や住民の生活支援等の役割を担うものである。こうした対応を円滑に行うためには、国、県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠。

DXの推進

情報基盤の構築は、県と連携を図りながら、国が進める新型インフルエンザ等対策の分野でのDXの推進に平時から積極的に協力することとする。これにより、感染症有事の際には、新型インフルエンザ等対策を効率よく、かつ効果的に行うことが重要。

各対策項目の主な取組①～③

対策項目

対応時期

準備期

初動期

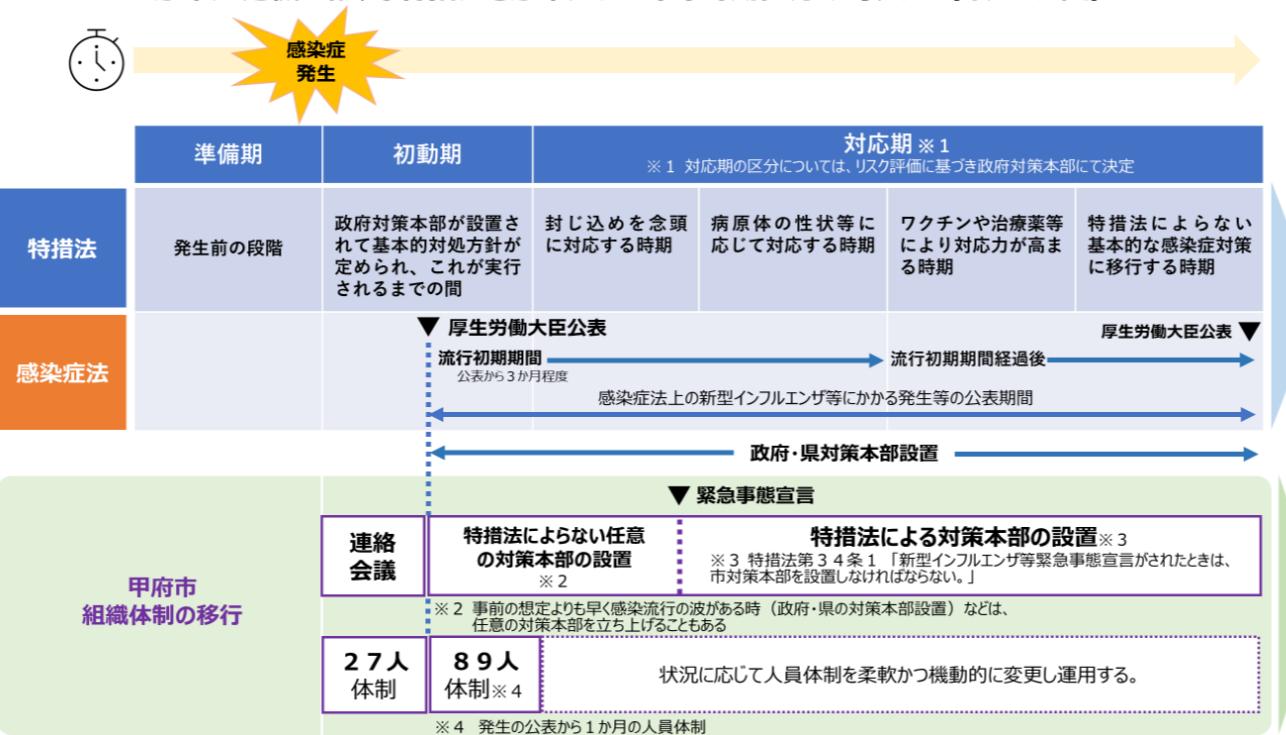
対応期

全庁的な連携体制、役割や指揮命令系統を整理し、人員体制の確保に努めるとともに、関係機関とも連携し、訓練や研修で実効性を高める。

本市独自の取組を含む

国内外で新型インフルエンザ等の発生の情報が確認された際等には、必要に応じて通常業務を調整しつつ、流行初期までの人員体制（27人体制）へ移行する。

感染症危機における特措法と感染症法による時期区分の考え方（イメージ図）



1 実施体制

2 情報収集・分析

3 サーベイランス

新型インフルエンザ等の発生を想定した研修や訓練を実施することにより、情報収集・分析の実施体制の実効性を確認する。

感染症有事において感染症の早期探知を行い、情報収集・分析を迅速に行えるよう、平時から感染症サーベイランス体制を構築するとともに、リスク評価に基づき、感染症有事のサーベイランス体制に速やかに移行できるよう、検査の方法や役割分担の確認など、必要な準備を実施する。

国や県が公表した感染症情報の分析から得られた、感染症の発生状況や病原体の性状等を庁内関係部局で迅速に共有するとともに、医療機関、消防機関、保育所等、学校等、高齢者施設等、市民・事業者等に情報提供・共有する。

新たな感染症の発生が確認された場合には、疑似症の症例定義に基づき、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

本市独自の取組を含む

新型インフルエンザ等の対策や優先度の高い業務の実施に必要な体制を継続的に確保するとともに、流行初期の人員体制（89人体制）へ移行し、全庁的な対応を推進する。



新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状、国内での発生状況等の情報についての分析結果に基づき、包括的なリスク評価等を継続的に行い、地域の感染状況や医療、市民生活、社会経済活動への影響を適切に評価する。



各対策項目の主な取組④～⑦

対策項目

対応時期

準備期

初動期

対応期

4

情報提供・共有、 リスクコミュニケーション

感染症有事における医療機関等の関係機関、事業者、市民等とのリスクコミュニケーションの在り方や市民向けの市相談窓口等の設置を始めとした市民からの相談体制の整備方法等を含め、市民等への円滑な情報提供・共有のための方策を検討する。また、業界団体等を通じた情報提供・共有の方策についても整理する。

本市独自の取組を含む

国による地方公共団体向けQ&Aの配布等を機に市相談窓口等を設置するとともに、寄せられた意見やSNSの動向により情報の受け手の関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを実施する。



5

水際対策、 まん延防止

本市独自の取組を含む

社会福祉施設の集団指導及び社会福祉施設等からの要請に応じて行う出前講座等により、従事者の感染対策に関する資質の向上に努めるとともに、各社会福祉施設の対応に関するアクションカードの作成及び活用を支援する。

健康監視対象者に症状等が現れたときは、感染症法の規定に基づき検疫所と連携し、質問・調査、検査、入院その他のまん延防止のために必要な対応を行うとともに、その結果を国に報告する。



6

ワクチン、 治療薬・治療法

医療従事者の確保について、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会や医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。



接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部署の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部署も関与した上で、全局的な実施体制の確保を行う。

ワクチンの流通、需要量及び供給状況を把握する。ワクチンの在庫に余りが出る際は、県と連携し、無駄が出ないような対策を検討する。



7

医療

感染症指定医療機関、協定締結医療機関等の関係施設や関係者による市保健所対策検討部会において、平時から感染症有事における市民等に対する必要な医療の提供に関する検討等を行い準備を進める。

有症状者等からの相談に対応する市相談センターを整備し、市民等への周知を行い、感染したおそれのある者について、必要に応じて感染症指定医療機関の受診につなげる。



必要に応じ民間搬送事業者等と連携して、感染症の特徴や病原体の性状、対応の時期に応じて、患者の自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の間での移送・搬送・移動手段を確保する。

各対策項目の主な取組⑧～⑪

対策項目

対応時期

準備期

初動期

対応期

8 検査

市予防計画に基づき、県衛生環境研究所、検査措置協定締結機関等による検査体制・検査実施能力の確保状況について訓練等で定期的に確認するとともに、感染症法の規定に基づき、確保状況について毎年度国へ報告する。

国からの要請を受けて、市予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保できるよう、県衛生環境研究所や検査措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の確認を含め、検査体制を整備する。



国の基本的対処方針や検査実施の方針を踏まえ、高齢者施設等において抗原検査キットを用いて検査を行うことが新型インフルエンザ等の発生の予防及びまん延の防止のために有効であると判断されるときは、当該検査キットによる検査が円滑に行われるよう努める。

9 保健

新型インフルエンザ等の発生公表から1か月間において想定される保健所の業務量に対応するため、感染症有事体制を構成する27人体制及び89人体制を確保できるよう準備し、人員確保数及びIHEAT要員の確保数を毎年度確認する。



保健所において、市対処計画に基づき、感染症有事体制を構成する職員等の参集や支援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状などを踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等の感染症有事体制への移行の準備を進める。

関係機関と連携し、自宅療養の対象となった患者等への食料品・日用品の支給、要配慮者への食事の提供、当該患者等又は市から外出自粛を求められた濃厚接触者が日常生活を営むために必要な地域保健、福祉サービスなどサービスの提供を行うほか、県と連携した要配慮者の健康観察、健康観察に使用するパルスオキシメータ等の配布を行う。

10 物資

必要な医薬品、個人防護具等の感染症対策物資等を備蓄し、定期的に確認する。なお、この備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねる。

感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、県と連携しながら、必要量の確保に努めるとともに、医療機関は、その機能を維持するために必要な物資の備蓄状況等を確認する。



新型インフルエンザ等緊急事態において、その備蓄する物資又は資材が不足し、緊急事態措置を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、県に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請する。

11 市民生活・経済の安定の確保

新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。



国から示された市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための法令等の弾力的な運用について、周知を行うとともに、国の求めに応じた県からの要請を受け、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

本市独自の取組を含む

生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

